# 特定行為について（基本的な考え方）のイメージ

○ 「特定行為」については、医行為の侵襲性や難易度が高いもの（B1）、医行為を実施するにあたり、詳細な身体所見の把握、実施すべき医行為及びその適時性の判断などが必要であり、実施者に高度な判断能力が求められる（判断の難易度が高い）もの（B2）が想定されるのではないか。

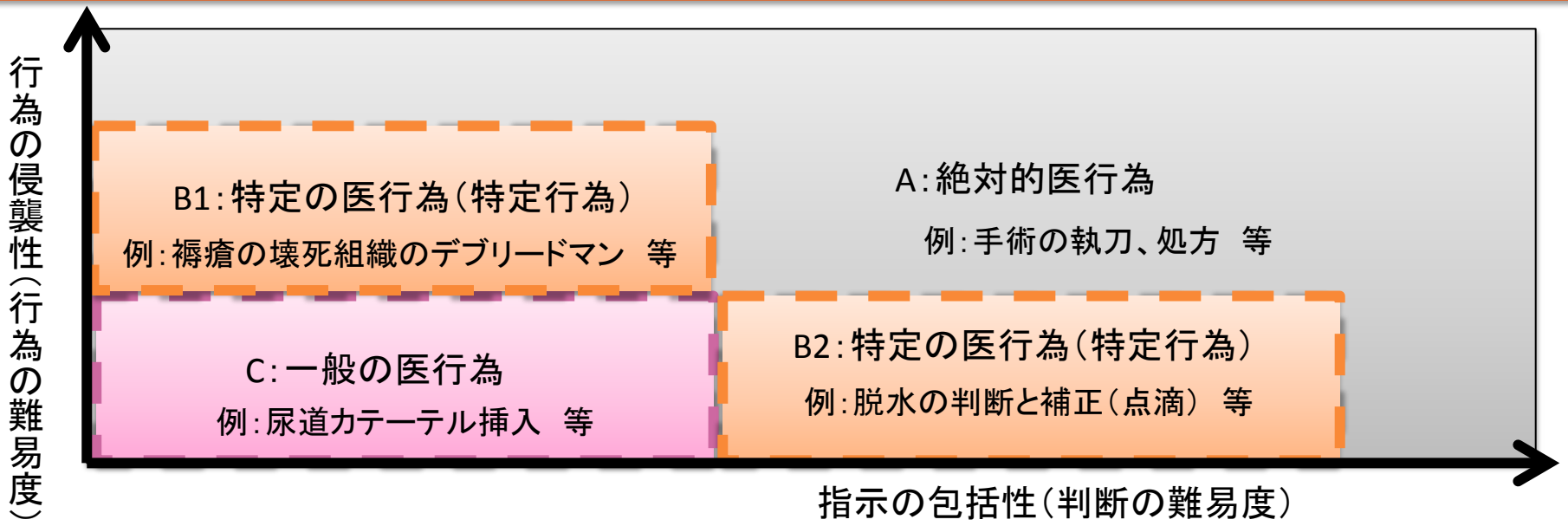


| | 行為の概要 | 実施の条件 |
|---|---|---|
| A | ・行為・判断の難易度が著しく高いもの（手術の執刀、全身麻酔の導入等）<br>・法律上「診療の補助」に含まれないことが明確なもの（処方等） | ・医師のみが実施 |
| B1 | ・行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの<br>（褥瘡の壊死組織のデブリードマン等） | ・認証を受けた看護師が実施<br>・医師の具体的指示の下に、安全管理体制を整えた上で看護師一般が実施 |
| B2 | ・実施者の裁量性が相対的に高く、高度な判断能力を要する（判断の難易度が高い）もの<br>（脱水の判断と補正（点滴）等） | |
| C | ・行為の難易度、判断の難易度ともに看護師一般が実施可能なもの<br>（尿道カテーテル挿入、発熱時の解熱薬投与等） | ・看護師一般が実施 |